

議会運営委員会書記録

令和7年(2025年)12月8日(月)①
第3委員会室

◎ 出席者

- ◇委員長 竹内 栄 治
- 副委員長 小林 豊代子
- 委員 藤部 徳 治、小林 成 好、小口 高 寛、野口 高 明
島田 玲 子、山田 大 助、白川 秀 嗣、松島 孝 夫
- ◇議長 畑谷 茂
- ◇委員外議員 菊地 貴 光 副議長
- ◇傍聴議員 大田 ちひろ
- ◇事務局 松村局長、藤浪課長、倉田主幹、東條主幹、高橋主幹、村田主幹
鈴木主任

○ 開 会 (9 : 2 9)

◇ 議長あいさつ及び諮問

- ・ 市長欠席に伴う取扱いについて

○ 議 事

◇ 市長欠席に伴う取扱いについて

- ★委員 長 　　まずは、事務局から説明させる。
- ★課 長 　　まず、本会議の成立要件は、議員定数の半数以上の議員の出席であり、市長の出席は本会議成立の要件ではないため、法的に市長が不在の場合でも一般質問を行うことは可能となる。また、本日一般質問の2日目となり、あと15人の一般質問があるが、答弁指定者を市長としている通告については、副市長が答弁することになるものとする。なお、一般質問の通告内容によっては、市長の所信表明など、市長しか答弁できないものもあると思うが、限られた会期中で日程を調整することは、現実的に難しいと考えている。
- ★委員 長 　　本件について、まず、本会議における諸般の報告の中で、市長の欠席届出の提出の報告を行うこととする。次に、ここからが協議事項になる

が、一般質問については、今事務局が説明したとおり、答弁指定者が市長の質問通告については、市長に代わって副市長が答弁できると法的な部分で規定されている。これに対して、皆さんは答弁者が副市長で構わないか、それとも、本来であれば市長に対しての一般質問のため、そこを踏み込んで質問できないのであれば、極端な話、一般質問を取下げることになるか。その部分を皆さんにご協議していただきたい。

☆白川委員 12月5日（金）の議会運営委員会の際には、困難であるが日程をずらすこともあり得るというお話だったが、日程をずらすことは極めて困難な状況か。

★課長 まず考え方として、委員会の後の予備日が2日間しかないというところ。もう1点として、現実いつから市長が公務に復帰できるのかわからないというところ。仮に予定をずらしたとして、現実的に市長がまだ公務復帰は難しいとなった際、改めて日程調整をするのは現実的に難しいという意味で、日程をずらすことは困難と考えている。

☆野口高明委員 先ほど、答弁指定者が市長の場合、副市長が答弁するというお話だったが、質問の内容によって答弁指定者はそれぞれかと思う。例えば、各議員の質問項目によって、該当する部分は取下げするという形もあり得るかと思うが、取下げは各議員の判断で問題はないという認識でよろしいか。

★課長 一般質問の通告の取下げの話だと思うが、例えば3問のうち1問だけ取下げであれば、議長の許可をいただければ問題ないと思っている。仮に、通告を全部取下げるとなると、今度は議事日程に影響が出てくるため、その際には議会運営委員会での協議と本会議での報告が必要になると考える。

☆白川委員 例えば、一般質問で副市長に答弁いただく際に、どうしても市長でないと答えられない部分があり、その部分は一旦保留にする。一般質問の持ち時間は1時間のため市長が復帰したときに、その残り時間、あるいは保留した部分だけを市長に聞くことは技術的に可能か。

★課長 基本的に議会は定例会単位で動くため、いろいろ調べる必要があるが、今定例会中であれば技術的に不可能ではないと考える。ただ、あまり現実的ではないため、あくまで今副市長がいる部分で聞いていただく。特に、市政に関する部分で越谷市としてどのような対応されているのかと

いう質問であれば、副市長や担当部長が越谷市の考え方を答えることになるが、市長個人の考えをとという質問を副市長にされると、当然、本人ではないため、副市長が答えるのはなかなか難しいことになると思われる。ただ、それを保留して次回にというのは、議会の答弁としてあまり適切ではないと考える。

☆白川委員 私も20年議会に在るが、ある意味異常事態である。ただ、どうしても市長の意思や見解を聞きたい議員の方がいる。全体の日程として通常どおり進めないといけなはわかるが、どうしても聞きたい部分は保留し、常任委員会の2日間の間で、あくまで会期内で聞くことは技術的に難しいのか聞いている。

★委員長 会期日程の範囲内のできるのであれば可能かと思うが、あえて保留して日程をずらし、この日に質問するということは議会運営全体からすると、やはり齟齬をきたすのではないか。そこはやはり事務局の言うとおりに、そこまで配慮するのであれば取下げてもらるか、一般質問自体をなくすというところまで考えてもよいのではないか。

★課長 先ほどの話と繋がるが、仮に保留して市長が復帰した際にお答えしますという答弁になったとしても、現実的にはいつ市長が復帰するのかわからない状況で、不確実な答弁は執行部ができないと思われる。そのため、今定例会中の回答は難しいという回答になってしまう。そうすると、一般質問された方がどう捉えるかになってくると思うため、その点も含め、一般質問の取扱いをご検討いただきたい。

☆松島委員 副市長が答弁することになり、それぞれ一般質問の内容によって副市長でも代理で答えられる場合もあれば、所信表明のようにどうしても市長本人でないと答えられないものもある。一般質問をする議員が取下げをするなり、そのまま質問するなり、各自で判断して決めればよいと思う。

☆白川委員 報告はこの場でもよいが、一旦持ちかえって一般質問をする本人の意思も聞かないと、答えられない。

☆山田委員 白川委員の話は、一般質問をする方一人ひとりがどう思っているか聞いてから、方向性を議会運営委員会で決めたいという話だと思う。私は議会運営委員会で方向性を決定し、会派に持ち帰ってそれでやってくださいと言うしかないと思うため、持ち帰りだけでなくともよいと考える。

★委員 長 本日の質問者については、事務局からそれぞれ質問者に確認させていただく。時間の問題もあるため、この後一時休憩し、通告者の意向を確認したいと考えているが、よろしいか。

※ 委員全員異議なく、そのように了承された。

○ 休 憩（9：41）→ 本日の一般質問予定者の意向確認

○ 開 議（9：47）

★委員 長 本日の一般質問予定者の意向について事務局から報告させる。

★課 長 本日、一般質問を予定されている方5名に、対応を確認させていただいたところ、午後に一般質問を予定されている和泉田宏幸議員、同じく午後に予定されている藤部徳治議員については、一般質問の通告自体を全て取り下げを伺っている。その場合の日程の取扱いについて、目安ではあるが既に予定としてホームページに公開しているため、午前中は予定通り一般質問を2人行うことで進める。午後、通常は予定時間13時10分で公開しているが、この13時10分の和泉田議員が取り下げているため、14時20分から大野恭子議員でスタートし、それで本日は終了ということ考えている。

★委員 長 それでは、山田議員と横井議員の2人は午前中、和泉田議員と藤部議員が通告を全て取下げ、大野議員については14時20分から始めることでよろしいか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

★委員 長 続いて、明日以降に一般質問を予定される方には、本日の午後1時までに確認を行い、散会後に改めて議会運営委員会を開催し、その対応を協議したいと思うが、いかがか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように了承された。

◇ その他

・ 今後の予定について《課長説明》

この後、準備が整い次第、本会議を開き、諸般の報告として市長の欠席について報告する。続いて、本日本日予定されている一般質問のうち3人、山田大助議員、横井清美議員、続いて大野恭子議員という順番で一般質問を行う。また、本日散会后、改めて議会運営委員会を開催いただくため、よろしくお願ひしたい。

→ その他発言なし

○ 閉 会（9：51）

